

## ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出業務 仕様書

### 1 業務名称

ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出業務

### 2 業務概要

本業務は、ヒグマの市街地侵入抑制のため、ヒグマによる農作物の被害を防除する電気柵を市街地周辺の家庭菜園耕作者等の借受け希望者(個人のほか団体を含む。以下、借受け希望者という)に貸し出し、耕作者がその高い有効性を体験することにより、貸出期間終了後は自らが電気柵を設置することを促すために実施するものである。なお、被害防止の対象動物はヒグマのみとし、現にヒグマが出没した地域、又は出没が相当程度予想される地域の耕作地を対象とすることに留意すること。

### 3 業務期間

契約の日から平成31年12月2日

### 4 基本事項

#### (1) 体制準備

業務に必要な車両、駐車場、調査記録用機材、貸出機器(電気柵)保管設備を準備するとともに、貸出及び設置状況確認に必要な従事者の体制を整えること。

#### (2) 貸出及び設置状況確認体制

業務には、ヒグマ被害防止のための電気柵設置作業の知識を有した貸出作業員1名、設置状況確認作業員1名が従事できること。また、同時に遂行できるよう2名体制を整えること。

#### (3) 業務着手時に提出するもの

ア 業務履行体制表

イ 最大20組の電気柵を屋内保管できる場所を示す書類

ウ 電気柵の貸出し場所を設ける旨と貸出場所を示す書類または配達する旨の申出書

### 5 業務内容

(1) 受託者は、別添ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領を熟読し、円滑な業務を執行すること。

(2) 受託者は、当該業務の期間中、委託者が所有する電気柵(平成31年度は80組)を保管し、本市が適当と認めた借受け希望者に対する電気柵の貸出しと返納受付の業務を行う。この場合「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出台帳」を使用すること。保管については、委託者から貸出機器(電気柵)を数回に分けて受け取ることを可能とす

るが、貸出のため最大20組(概ね5㎡程度)の屋内保管ができること。

- (3) 借受け希望者は借受け希望日の1週間前までに「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出申請書」を委託者に提出し、委託者が審査承認したうえで「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出通知書」により借受け希望者に通知するので、受託者は借受け希望者からこれの提出を受けたうえで貸し出すこと。ただし、現にヒグマによる農作物被害を受けていると確認できた場合や周辺で被害が発生している場合の貸出は、緊急性を考慮し委託者の指示により当日又は翌日に貸し出すことができる。
- (4) 貸し出す際は、設置方法・使用方法・危険防止・返納方法等について借受け希望者に十分説明することとし、希望があった場合は簡潔な設置指導を行うこと。また、設置方法の問い合わせにも応じること。
- (5) 電気柵の貸出期間は、令和元年6月3日から令和元年10月31日までのうち作物が被害を受ける恐れのある連続した期間とする。また、返納時において周辺でヒグマの出没等が発生しており、返納後に耕作者自ら購入して設置することが間に合わない場合等の理由で設置延長の希望がある場合は、新たな借受け希望者がいない場合に限り、貸出期間の範囲内において、委託者が適宜判断し延長等を決定する。
- (6) 貸し出した電気柵について、設置状況(写真)及び通電状況を報告すること。  
通電状況については、委託者が用意するテスターを用いて概ね10日から2週間に1回点検し、適正な電圧が確保されていない場合(漏電・電池切れ・故障)は電気柵の点検を行い、原因が故障以外の場合は設置者に適正な措置を取るよう伝えること。
- (7) 電気柵設置の効果等を検証するため、委託者の指示により貸し出した電気柵の周辺に委託者が用意するセンサーカメラ(10台以内)を設置し、画像データの管理と報告を行う。センサーカメラに使用する乾電池(一台あたり単三アルカリ乾電池8～12本)は受託者が用意すること。
- (8) 貸出に供する電気柵は、部品の数量や機能を確認して貸し出すこととし、返納時には破損・紛失の他、機能を確認すると共に、泥などを除去し清潔に保管すること。返却を忘れたと思われる部品等がある場合は、貸出先に確認し返却を求めること。破損・紛失状況と返却状況については、各々の貸し出し期間終了時に委託者に報告し、必要な部品の補充を受けること。
- (9) 貸出を受けた耕作者から、委託者が作成したアンケートを配布・回収し、その結果を集約して報告すること。

## 6 電気柵の貸出期間

平成31年6月3日から平成31年10月31日まで

## 7 貸出予定件数

58件(1名に複数セットを貸し出す場合も1件とする。)

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

## 8 貸出業務実施場所

札幌市内の、借受け希望者が機材の受領・返納がしやすい場所とする。貸出・返却は、借受け希望者の利便を保つ場所と方法によること。ヒグマの出没可能性のある中央区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区の森林周辺の家庭菜園に近い必要があるため、当該6区に貸出・返却場所を設けるか、または、借受け希望者に対し直接の配達、引取りを行うこと。

## 9 電気柵貸出し日、時間帯等

電気柵機材の貸出し並びに返納受付は、平日の午前9時から午後4時までとする。ただし、受託者において、平日以外の休日に貸し出し可能な場合はこれを加える。

## 10 報告

本業務による電気柵の貸出し状況等を表す報告書を月ごとに作成し、翌月10日までにデータ又はFAXで提出すること。返納時に欠品があった場合は、その旨も報告書に記載すること。また、全業務終了後についても報告書を作成し提出すること。

提出場所 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課  
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階南側)

## 11 検査

委託者は、本業務の執行状況について随時実地検査を実施することとし、受託者はこれに対応すること。

また、受託者は本業務終了後、業務完了届を提出し、所定の完了検査を受けなければならない。

提出場所 10と同じ

## 12 その他

- (1) 受託者は、電気柵の保管場所・貸出し・設置状況確認の体制についてあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、当該電気柵の保管について保安上の注意を十分に施すものとし、本業務終了後貸出対象物品の返納検査を受けるものとする。この場合、やむを得ない事由がある場合を除き、欠落した物品等については現物補充すること。
- (3) 受託者は、本業務を遂行する上で、耕作者等に対し電気柵の購入を強制してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たって生じた著作権等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用又は公表してはならない。

- (6) 受託者は、この業務の遂行のために行う打ち合わせや調査の内容、提供された資料など知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないよう厳重に注意すること。  
また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外の使用をしないこと。
- (7) 個人情報の保護を順守すること。
- (8) 本業務の履行にあたって、問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、迅速かつ誠実に対応を行うこと。
- (9) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

### 13 問い合わせ先

環境局環境都市推進部環境共生担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話：211-2879 担当 熊対策調整担当 坂田・鎌田

# 個人情報取扱注意事項

## （個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

## （秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## （再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

## （複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

## （目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## （資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

## （事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

## （契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領

### 第 1 目的

この「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出要領」(以下、「要領」という。)は、札幌市に居住する一般住民に対し、家庭の作物等がヒグマを誘引することを防止する手法として電気柵が高い有効性を持つことを体験してもらうとともに、ヒグマが侵入しない正しい電気柵の設置方法や適切な管理方法などを普及することにより、ヒグマの市街地侵入抑制策を推進することを目的として、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が所有する電気柵の貸出しに関する必要な事項を定める。

### 第 2 貸出の対象

- (1) 貸出しの対象となる加害獣は、ヒグマとする。
- (2) 貸出しの対象となる被害は、作物(農作物として農業生産者又は農業関係団体等が作るものを除く)に係る被害などとする。
- (3) 貸出しの対象者は、ヒグマから被害を受けている者及び被害の対象となることが想定される者(被害者が所属している町内会等の団体、法人を含む。)とする。  
ただし、過去に本事業の貸出しを受けた者を除くこととする。  
なお、ヒグマの痕跡がある例、ヒグマによる被害が発生している例などのうち、ヒグマの侵入が予測され、特に緊急の設置が必要と環境共生担当課が判断する場合は除外しない。
- (4) 貸出しの対象地域は、ヒグマの市街地侵入抑制に効果がある札幌市内の市街地周辺部とする。
- (5) 設置場所は、ヒグマが出没した場所及びその周辺と、ヒグマの市街地侵入抑制のため特に重要と環境共生担当課が判断した場所とする。

### 第 3 貸出事業実施期間

- (1) 次号に定める貸出事業開始日から貸出事業終了日までの期間を貸出事業実施期間とする。
- (2) 毎年度の 6 月 1 日を貸出事業開始日、10 月 31 日を貸出事業終了日とする。ただし、6 月 1 日又は 10 月 31 日が日曜日の場合には貸出事業開始日又は貸出事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

### 第 4 貸出の期間

貸出事業実施期間のうち作物が被害を受ける恐れのある連続した期間とする。

## 第5 貸出の手続き

- (1) 貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、貸出しを希望する日の概ね1週間前までに、第1号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出希望申請書」（以下「申請書」という。）を環境共生担当課に提出するものとする。
- (2) 環境共生担当課は、提出された申請書により、電気柵設置の必要性や効果等を検討し、申請者と電気柵設置に係る調査、設置日等を調整したうえで、適当と認めた場合は、第2号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出通知書」により、貸出の期間、内容等を通知する。  
なお、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、本項の通知を省略する。
- (3) 通知を受けた申請者は、環境共生担当課が指定する場所で電気柵を受領し、自らが設置場所まで運搬する。  
なお、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課が運搬する。
- (4) 環境共生担当課は、第3号様式「ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出台帳」により、申請者、貸出期間、内容等を管理する。
- (5) 申請者は貸出期間が満了した場合、または電気柵の設置が不要となった場合は、速やかに環境共生担当課が指定した場所に貸出しを受けた機材を返却するものとする。

## 第6 貸出期間の延長

- (1) 申請者が貸出期間の延長を希望する場合は、環境共生担当課に延長する理由及び期間を連絡するものとする。
- (2) 環境共生担当課は、貸出期間の延長の連絡を受け、その延長を希望する理由が妥当と認められる場合は、貸出事業実施期間の範囲で、貸出の期間の延長を認めるものとする。

## 第7 電気柵の設置、管理等

- (1) 電気柵の設置は、別記「ヒグマ被害防止用電気柵の取扱い方」に基づき、申請者が行うものとする。  
ただし、設置方法の助言、指導や作業の補助は、環境共生担当課または環境共生担当課が指定した技術者が行うことができるものとする。  
また、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課が設置する。
- (2) 電気柵の管理（漏電防止のための草刈り、バッテリーの充電及び乾電池の交換など）については、申請者が環境共生担当課の指示に従って行うものとする。  
なお、申請者が、電気柵の機材に、今後の使用が困難となる重大な損傷等を与えた場合は、速やかに環境共生担当課に報告するものとし、その修繕等の費用の負担、貸出し継続の可否などについては、その都度、環境共生担当課と申請者との協議により決定する。
- (3) 環境共生担当課は、設置した電気柵の状況、効果等を申請者に照会することができるものとする。

## 第8 経費の負担

電気柵の機材は、無償で貸与する。

ただし、電気柵のバッテリーの充電に係る電気料金、乾電池の購入費用などの電気柵の維持管理に係る費用は、申請者が負担するものとする。

## 第9 その他の留意事項(安全配慮等)

申請者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、貸出した機材を適正に使用し、事故が生じないように安全に十分配慮すること。

## 附則

この要領は、平成29年4月12日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月3日から施行する。



貸出番号：

様式 1

## ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出希望申請書

申込日		年 月 日	
フリガナ		生年 月 日	昭和 平成 年 月 日生
申込者氏名	㊟		
住 所	〒 ー 札幌市 電話( ) ー		
設置場所住所	裏面の平面図のとおり (注…ヒグマの被害に遭った場所やその近くに限りませ)		
貸出期間	年 月 日から 月 日まで (使用開始の1週間前までに申込) (最長 10月31日まで)		
申請理由	<input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあったため <input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあう可能性が高い <input type="checkbox"/> .....		

申込者了解事項 (確認しましたら □欄に ✓ を記入してください。)	
貸出期間が終了した場合、または途中で不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却します。	<input type="checkbox"/>
貸出期間終了後は、自ら電気柵を用意してヒグマ対策をすることを検討します。	<input type="checkbox"/>
電気柵の維持管理(草刈り、通電確認、ケーブルの張りの確認)を自ら行います。	<input type="checkbox"/>

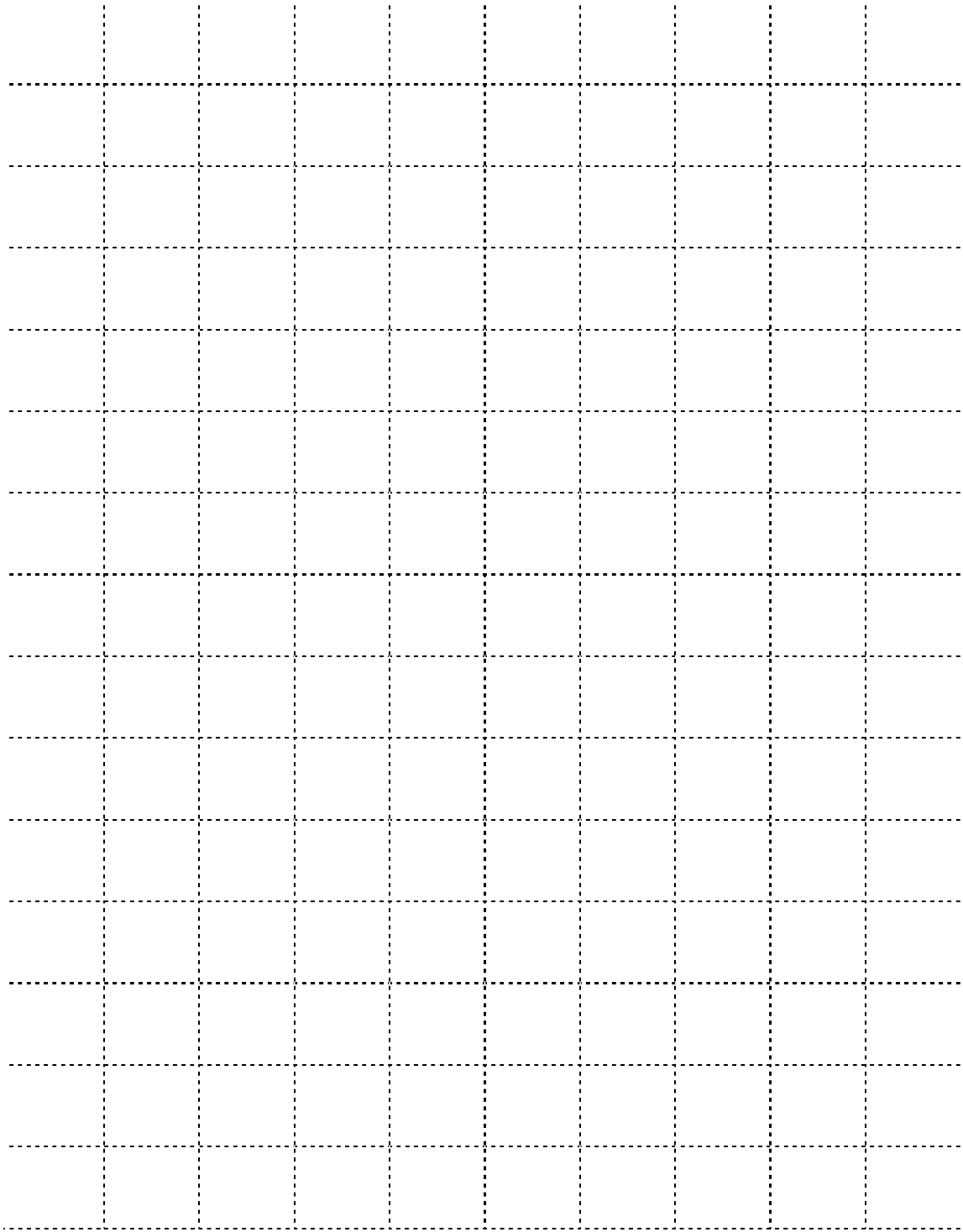
※貸出にはすべての項目に了解していただくことが必要です。

※ 裏面もご記入してください。

※ 市役所使用欄

課長	係長	係

設置場所平面図



- 備考 1 別紙として、地図のコピーを添付できます。
- 2 平面図(地図)中に、設置範囲を明示してください。
- 3 設置場所の平面の予定寸法をメートルで記入してください。

# 記入例

貸出番号：

様式 1

## ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出希望申請書

申込日		年 ○月 ○日	
フリガナ	○○○○ ○○○○	生年	昭和 ○○年○月○日生 平成
申込者氏名	○○ ○○ ⑩	月日	
住 所	〒060-8611 札幌市○○区○○1条2丁目3番4号 電話(011) 211-2879		
設置場所住所	札幌市○○区○○1801 裏面の平面図のとおり (注…ヒグマの被害に遭った場所やその近くに限ります)		
貸出期間	年 7月 ○日から 9月 ○日まで (使用開始の1週間前までに申込) (最長 10月31日まで)		
申請理由	<input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあったため <input checked="" type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあう可能性が高い <input type="checkbox"/> .....		

申込者了解事項 (確認しましたら □欄に ✓ を記入してください。)	
貸出期間が終了した場合、または途中で不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却します。	<input checked="" type="checkbox"/>
貸出期間終了後は、自ら電気柵を用意してヒグマ対策をすることを検討します。	<input checked="" type="checkbox"/>
電気柵の維持管理(草刈り、通電確認、ケーブルの張りの確認)を自ら行います。	<input checked="" type="checkbox"/>

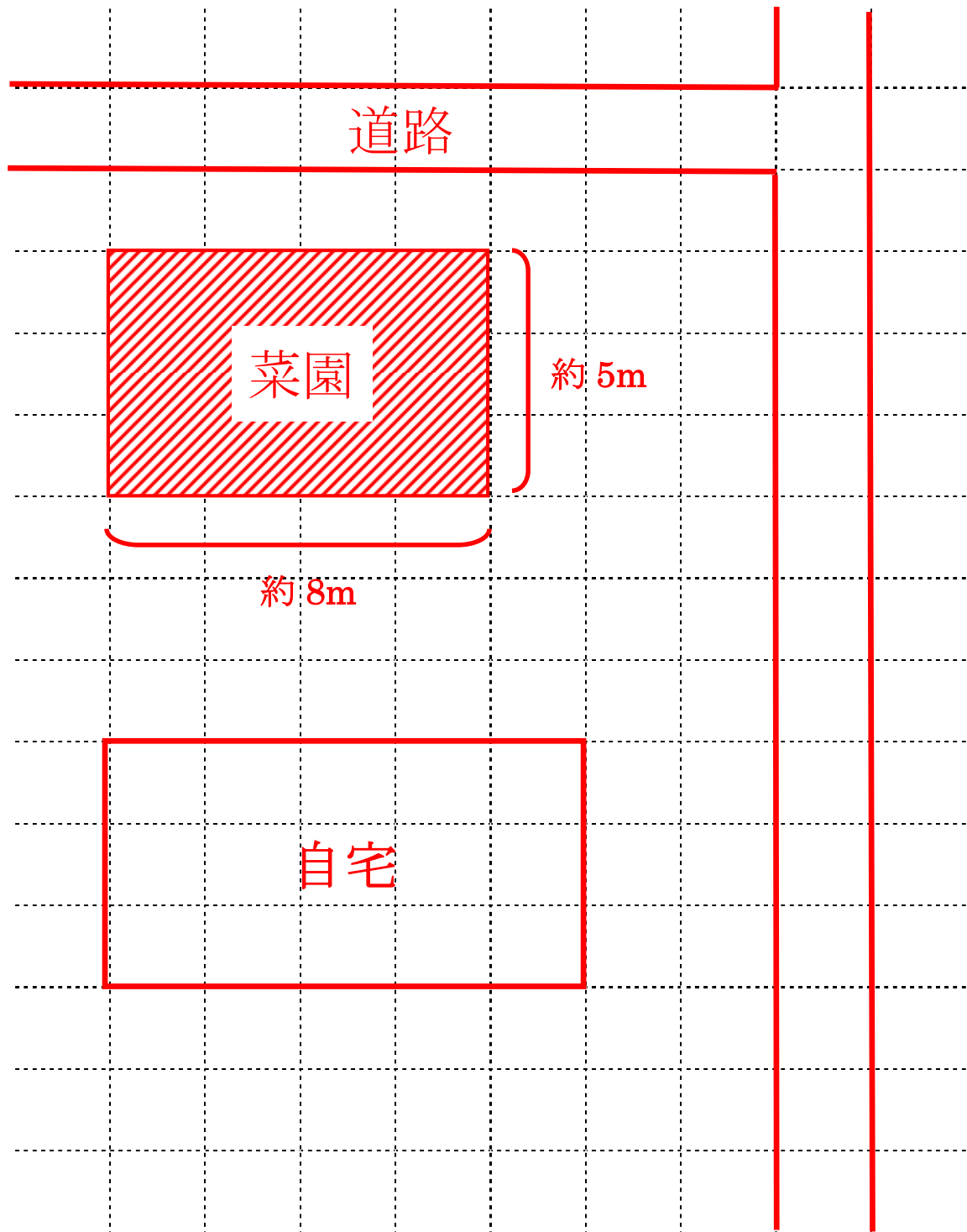
※貸出にはすべての項目に了解していただくことが必要です。

※ 裏面もご記入してください。

※ 市役所使用欄

課長	係長	係

設置場所平面図



- 備考 1 別紙として、地図のコピーを添付できます。
- 2 平面図(地図)中に、設置範囲を明示してください。
- 3 設置場所の平面の予定寸法をメートルで記入してください。



